

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	令和元年11月27日 19時20分ごろ
発生場所	広島県廿日市市可部島西方沖 大竹港小方一文字防波堤南灯台から真方位095° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 13.8′ 東経132° 15.6′）
事故の概要	プレジャーボート村岡丸は、西進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 村岡丸、5トン未満（長さ6.25m）
船舶番号、船舶所有者等	280-32940広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷、推進器に曲損 かき筏 竹材に割損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、船長が、操舵区画の椅子に腰を掛け、目視で可部島西方沖のかき養殖施設に設置された簡易黄色灯付浮標（以下「本件浮標」という。）を探しながら約15ノットの対地速力で、手動操舵により西進中、かき養殖施設南側のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、船首浮上により船首方に生じる両舷約10°の死角を補う船首を左右に振る等の見張りをしていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、可部島付近で約30年の釣りの経験があり、GPSプロッターを見て船位を確認していなかった。</p>
分析	本船は、西進中、船首が浮上して船首方に両舷約10°の死角が生じる状況下、船長が、操舵区画の椅子に腰を掛けたまま航行を続けたことから、本件かき筏に接近していることに気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西進中、船首が浮上して船首方に両舷約10°の死角が生じる状況下、船長が、操舵区画の椅子に腰を掛けたまま航行を続けたため、本件かき筏に接近していることに気付かず、本件かき筏に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首浮上により船首方に死角が生じる場合、船首を左右

	に振る等して死角を補う見張りを行うとともに、GPSプロッター等による船位の確認を行うこと。
--	---